

## 保佐人の権利と義務

### 1 被保佐人の意思の尊重（保佐人の職務の指針）

保佐人は、被保佐人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、被保佐人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければなりません。

### 2 同意権と取消権

被保佐人が民法第13条1項各号（7頁参照）に定められている行為と、家庭裁判所で特に定めた行為を行う場合には、保佐人の同意が必要になります。

保佐人の同意を得ないでした上記行為については、保佐人または被保佐人が後から取り消すことができます。

ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、同意の必要はなく、また、後で取り消すこともできません。

### 3 善管注意義務（善良なる管理者の注意義務）

保佐人には、被保佐人に関する様々な権利が与えられるので、通常の注意義務（自分のためにするときの注意の程度）よりも高度な注意義務が課されます。

もし、注意義務に違反し、被保佐人に損害を与えた場合は、損害賠償の責任が生じます。

### 4 代理権

「代理権付与」の申立てにより、代理権付与の審判がなされると、保佐人は、その審判で定められた法律行為を、被保佐人に代わって行うことができます。

この申立てにあたっては、ある程度具体的に行為を特定すること、被保佐人が同意していることが条件となります。

### 5 同意権の拡張

法律で定められた保佐人の同意権の他に、同意を要する行為を追加することもできます。その場合、別途申立てが必要になります。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、同意権の範囲に含めることはできません。